

第6回

みんなの人権セミナー

テーマ: 障がいについて

障がいを理由とする 差別の解消について

～ 共生社会の実現を目指して～

講師

福岡県障がい福祉課

障がい者差別解消専門相談員

はら

原

ただあき

忠昭

さん

【講師からのメッセージ】



昨年4月、改正障害者差別解消法が施行され、事業者においても「不当な差別取扱いの禁止」に加え、「合理的配慮の提供」が義務となりました。

「障がい」に関する基礎知識や合理的配慮の提供について基本的なポイントをお伝えします。「共生社会の実現」に向けて一緒に考えましょう。

と き 令和7年10月23日(木) 19時00分～

ところ 朝倉地域生涯学習センター 2階 会議室1



☆参加費無料 ☆予約不要 ☆手話通訳あり

◎問い合わせ先

朝倉市人権・同和对策課 人権・同和教育係

電話:0946-28-7861

メール:jinken-kyoiku@city.asakura.lg.jp

